平成３０年（フ）第８０号
福井市志比口１丁目10番21号　ブルーム105号室、住民票上の住所福井市高木町第61号６番地３
債務者　**廣**瀬　勝良
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２０３号
兵庫県西宮市上大市２丁目12番４号　エスポワールⅡ103号
債務者　加藤　達矢
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２１４号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町６番23―202号
債務者　石崎実千代
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第６９号
奈良県香芝市鎌田373番地38
債務者　竹内　忠行
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第２６号
福岡県田川市大字川宮729番地15
債務者　土谷美希子
1　決定年月日時　平成30年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成３０年（フ）第９９号
沖縄県浦添市西原１丁目47番３―203号　丸八アパート
債務者　村田　虎史
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１４０号
沖縄県浦添市宮城４丁目15番10―205号　翁長荘
債務者　蔵田　葵唯（旧姓井手）
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第３５号
宮城県大崎市古川保柳字中江348番地27
債務者　早坂　由美（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成３０年（フ）第５７号
金沢市有松２丁目12番16号、従前の住所金沢市金石西１丁目24番11号
債務者　粕谷　清美
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６９号
石川県白山市東柏町３番地１　ハイツエバーグリーン203号室、従前の住所石川県白山市源兵島町280番地６
債務者　二宮　清美
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１８７号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目８番２―1104号
債務者　高橋　一朗
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１８８号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目８番２―1104号
債務者　高橋美代子
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２１０号
兵庫県西宮市甲子園七番町８番３―207号
債務者　フレンチ食堂Ｍｉｇｎｏｎ（ミニョン）こと　大山　　智
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第４号
大分県豊後大野市緒方町下自在526番地
債務者　吉武　郁人
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
大分地方裁判所竹田支部破産係

平成３０年（フ）第５号
大分県豊後大野市緒方町下自在526番地
債務者　吉武　由紀
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
大分地方裁判所竹田支部破産係

平成２９年（フ）第１８５号
福島県郡山市富久山町南小泉字関場115番地の51
債務者　宗像かおる
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係